

住③ [家賃の改定等]

住 居 届

(令和〇〇年〇〇月〇〇日提出)

国立大学法人		勤務箇所名		岡山大学		〇〇学部		
岡山大学長殿		職名	准教授		氏名	岡大 太郎		
住居手当支給内規5条の上記に基づき、移住の実情を届け出ます。(契約書等証明書類 3通添付) <input checked="" type="checkbox"/> 賃貸契約書の写し (※重要事項説明書等を含む、一式を要する) <input checked="" type="checkbox"/> 家賃等の領収書の写し (現住居・前住居) <input checked="" type="checkbox"/> 住宅の家賃に関する証明書 <input type="checkbox"/> その他 () ※「家賃等の両署の写し (前住居)」は前住居に係る住居手当を受給していた場合のみ必要です。								
届出の理由 (該当する□にレ印を付する。) (現在住居手当を受給していない者) <input type="checkbox"/> 新規 (□ 借家・借間 (第1項第1号)) (現在住居手当を受給している者) <input type="checkbox"/> 支給要件の喪失 (□) 借家・借間 (第1項第1号) <input type="checkbox"/> 借家・借間 (留守宅) (第1項第2号) <input type="checkbox"/> 転居 <input type="checkbox"/> 契約関係の変更 <input checked="" type="checkbox"/> 家賃の改定 <input type="checkbox"/> その他 ()								
借家・借間 (給与規則第十五条第一項第一号)		契約開始日	令和 年 月 日から		住宅への入居日	令和 年 月 日		
		住宅の所在地						
		住宅所有者	続柄 ()		住宅の借主	続柄 ()		
		住宅の借主	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 扶養親族 続柄 ()			<input type="checkbox"/> 共同名義人 続柄 ()		
		家賃	月額 50,000 円 (令和 4年 12月 1日から)		左記家賃については、共益費、駐車料、水道料等を除いた家賃を記入する。契約書上、共益費、駐車料等について「込」と表記がされている、あるいは家賃に「込」となっている場合は「住宅の家賃に関する証明書」の提出を要する。			
借家 (留守宅) (給与規則第十五条第一項第二号)		契約開始日	令和 年 月 日		令和 年 月 日			
		住宅の所在地						
		住宅所有者	続柄 ()		住宅の借主	続柄 ()		
		住宅の借主	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 扶養親族 続柄 ()			<input type="checkbox"/> 共同名義人 続柄 ()		
		家賃	月額 円 (令和 年 月 日から)		左記家賃については、共益費、駐車料、水道料等を除いた家賃を記入する。契約書上、共益費、駐車料等について「込」と表記がされている、あるいは家賃に「込」となっている場合は「住宅の家賃に関する証明書」の提出を要する。			
備考								
(「記入上の注意」は、裏面にあるので参照のこと)								

必要証明書类等

【家賃の改定等】

※ **変更箇所のみ記入して下さい。**

① 家賃額改定，契約関係の変更等の契約書の写し（一式）

- ・ 額改定日，新家賃額，契約関係の変更等，住居届への記入事項を確認します。契約書は，一式すべて（**重要事項説明書等を含む**）の写しを提出してください。

② 家賃等の領収書の写し（家賃額改定の場合）

- ・ 現に額改定後の家賃を支払っていることを確認します。
- ・ 金融機関での自動引落としによる場合は，通帳の当該箇所の写し，また口座振込の場合は，振込明細の写し等でも差し支えありません。
- ・ 必要となる領収書は，家賃額が改定された日の属する月分のものです。

③ 住宅の家賃に関する証明書（家賃額改定の場合）

- ・ 家賃の中に共益費，駐車料等が含まれている場合（**契約書中，共益費，駐車料等「込」という表現がなされている場合を含む。**）は，家賃を確認するため，住宅の家賃に係る貸主の証明書を提出してください。

※家賃以外の部分については，住居手当額算出の基礎となりません。

④ その他

- ・ 額改定，契約関係の変更等についての契約書を取り交わしていない場合は，契約内容に関する貸主の証明書を提出してください。
- ・ 上記以外にも必要に応じて追加書類を提出していただくことがあります。